

令和7年度 上野原市監査実施計画

1. 目的

この計画は、地方自治法（以下「法」という。）、地方公営企業法（以下「公企法」という。）及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下「財政健全化法」という。）の規定に基づいて監査委員が行う監査、検査及び審査（以下「監査等」という。）の実施に関しての必要な事項を定めるものとする。

2. 基本方針

令和7年度の監査等は、次の基本方針に基づいて実施する。

- （１） 市の事務事業等について、財務に関する事務だけでなく、制度や組織運営等についても内容を的確に把握し監査するとともに、「合规性」、「正確性」、「経済性」、「効率性」、「有効性」の観点から検証する。
- （２） 監査等においては、違法や不正等の指摘にとどまらず、事務改善のための指導に努める。また、監査の実効性を確保するために、監査結果の指摘事項等に対する改善状況を適切に把握し、改善されないものや改善が不十分なものについて、是正・改善を求める。
- （３） 事務処理上のリスクを低減するため、組織の内部統制の機能や管理部門における環境の整備を検証する。
- （４） 監査結果の記述は市民にわかりやすい表現とするよう努め、速やかに公表するほか、ホームページにも掲載し、市民への説明責任を果たす。

3. 監査技術・手法

監査等は、原則として関係書類帳簿を検閲し、かつ、関係職員の説明を聴取することにより行い、必要により現地監査を行うものとする。

4. 各監査等の種類及び対象等

（１）定例監査（法第199条第1項及び第4項）

①監査等の対象

市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

②監査等の期間

令和7年10月から令和8年2月の間に実施する。

③監査等の項目及び着眼点

市の財務に関する事務の執行、事業の管理が法令・例規等に基づき適正に行われているかどうか、また、事務事業が経済性、効率性及び有効性の観点から適切に執行されているかなどを主眼として監査を実施する。

また、財務事務、契約事務などに係る関係書類が適切に処理されているか、各課のチェック体制が機能しているかなどについても留意し監査を実施する。

なお、特に検証する必要があると思われるものについては、重点的に監査を実施するものとする。

ア 予算の執行

計画的、経済的かつ効率的に行われ、また、手続きは適正か。

イ 調定事務

調定はその根拠となる法令等に適合し、調定の時期、手続等は適正か。

ウ 滞納整理事務

収納率低下の場合、その原因の把握と対策は適切か。

エ 負担金、補助金及び交付金の支出

支出方法の適法性及び妥当性。その成果の確認。

オ 契約事務

契約の方法及び手続は妥当か。

カ 財産管理事務

財産の取得・処分の手続は適切か。その時期、価格は適正か。

(2) 決算審査（法第 233 条第 2 項、公企法第 30 条第 2 項）

①監査等の対象

令和 6 年度の各会計歳入歳出決算書及び決算に関する各種書類等

②監査等の期間

令和 7 年 7 月から 8 月の間に実施する。

③監査等の項目及び着眼点

・ 一般会計・特別会計決算審査

市長から審査に付された歳入歳出決算書及びその他関係諸表等との突合、計数の正確性を検証するとともに、予算の執行状況及び財産管理状況について総合的に審査する。

・ 公営企業会計決算審査

公営企業会計の決算書及びその他付属書類について、計数が適正なものになっているか確認するとともに、経営成績及び財政状態について審査し、経営効果について確認する。

(3) 基金の運用状況審査（法第 241 条第 5 項）

①監査等の対象

令和 6 年度の各基金の運用状況

②監査等の期間

令和 7 年 7 月から 8 月の間に、決算審査とあわせて実施する。

③監査等の項目及び着眼点

市長から審査に付された基金の運用状況を示す書類について、計数が正確であるか確認するとともに、基金がその目的に沿って効率的に運用されているかを審査する。

(4) 財政健全化判断比率審査及び資金不足比率審査（財政健全化法第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項）

①監査等の対象

令和 6 年度の健全化判断比率（実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率）及び公営企業会計の資金不足比率

②監査等の期間

令和 7 年 8 月に実施する。

③監査等の項目及び着眼点

地方財政の健全化に関する法律に基づき算定された 4 つの健全化判断比率（実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率）及び公営企業会計の資金不足比率が適正に算出されているかどうか、算定基礎書類が正確に作成されているかなどを主眼として審査する。

(5) 例月出納検査（法第 235 条の 2 第 1 項）

①監査等の対象

会計管理者及び企業管理者が管理する現金の出納事務

②監査等の期間

毎月、例日を決めて実施する。（原則 28 日）

③監査等の項目及び着眼点

会計管理者及び企業管理者の保管する現金の残高及び出納関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに、月間の現金出納事務について収支の調書、帳簿等による合規の確認を主眼として、毎月検査を実施する。

（６）その他の監査

その他、監査指摘事項等のフォローアップとして、令和５年度に行った監査指摘事項等の改善状況を確認する。

なお、監査委員が必要と認めるとき行う監査（行政監査・随時監査・財政援助団体監査、指定金融機関の監査）のほか、市長、議長または住民からの請求もしくは要求があった場合に行う監査については、その都度監査実施計画を策定し、監査を実施するものとする。

５．監査等実施計画表

①決算審査及び基金運用状況審査

実施予定日	実施担当課	場所
７月２３日（水）	財政経営課	３Ｆ 委員会室２・３
	政策秘書課	
	総務課	
７月２５日（金）	危機管理室	
	市民課	
	税務課	
	生活環境課	
７月２８日（月）	会計課	
	消防本部・消防署	
	議会事務局	
７月３０日（水）	福祉課	
	子育て保健課	
	長寿介護課	
８月 １日（金）	建設課	
	産業振興課	
８月 ４日（月）	学校教育課	
	社会教育課	

②健全化判断比率等審査

実施予定日	実施担当課	場所
8月18日（月）	財政経営課	3 F 委員会室2・3

③定例監査

実施予定日	実施担当課	場所
10月20日（月）	危機管理室	3 F 委員会室2・3
	総務課	
	政策秘書課	
	財政経営課	
10月22日（水）	市民課	
	税務課	
	生活環境課	
10月24日（金）	会計課	
	消防本部・消防署	
	議会事務局	
10月27日（月）	福祉課	
	子育て保健課	
	長寿介護課	
10月29日（水）	建設課	
	産業振興課	
10月31日（金）	学校教育課	
	社会教育課	

④例月出納検査

実施予定日	実施担当課	場所
令和7年 4月28日(月)	会計課 生活環境課 子育て保健課	3F 委員会室2・3
5月30日(金)	会計課 生活環境課 子育て保健課	
6月30日(月)	会計課 生活環境課 子育て保健課	
7月28日(月)	会計課 生活環境課 子育て保健課	
8月28日(月)	会計課 生活環境課 子育て保健課	
9月29日(月)	会計課 生活環境課 子育て保健課	
10月24日(金)	会計課 生活環境課 子育て保健課	
11月28日(金)	会計課 生活環境課 子育て保健課	
12月25日(木)	会計課 生活環境課 子育て保健課	
令和8年 1月28日(水)	会計課 生活環境課 子育て保健課	
2月25日(水)	会計課 生活環境課 子育て保健課	
3月27日(金)	会計課 生活環境課 子育て保健課	